

【別表1】

一部負担還元金等の自己負担限度額

区分 (注 4)	高齢受給者		世帯全体	
	個人単位 (外来のみ)	世帯単位 (入院含む)		
一定以上 所得者	44,400 円	80,100 円+A (注 1)	上位所得者	48,000 円+C (注 3)
			一般	25,000 円+B (注 2)
一般	12,000 円	44,400 円	上位所得者	48,000 円+C (注 3)
			一般	25,000 円+B (注 2)
低所得者 I・II	8,000 円	15,000 円	低所得者	25,000 円

(注 1) A は (総医療費 - 267,000 円) × 1%

(注 2) B は (総医療費 - 267,000 円) × 1%

(注 3) C は (総医療費 - 500,000 円) × 1%

(注 4) 区分における「一定以上所得者」は、高齢受給者で一部負担金の割合が 3 割の者。

「上位所得者」は、診療月の標準報酬月額が 53 万円以上の者。「低所得者」は、市町村民税非課税である者。

「低所得者 I」は、一定の計算のもと、所得が 0 円となる場合等の者。

「低所得者 II」は、「低所得者」と同様の者